

○松山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例

令和6年7月11日

条例第45号

松山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年条例第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき，認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の認定の要件を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は，法で使用する用語の例による。

（認定の要件）

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は，同条第2項各号に掲げる基準及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下この条において「基準告示」という。）（基準告示の改正に係る経過措置に関する規定を含む。以下同じ。）に定める基準をもって，その要件とする。

2 法第3条第3項の条例で定める要件は，同条第4項各号に掲げる基準及び基準告示に定める基準をもって，その要件とする。

（認定の辞退及び休止）

第4条 認定こども園の設置者は，認定こども園の認定を辞退しようとするとき，又は認定こども園を休止しようとするときは，あらかじめ，規則で定めるところにより，その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は，前項の規定による届出があったときは，法第28条に規定する方法により，認定こども園において提供されるサービスを利用しようとする者に対し，当該届出に係る事項についてその周知を図るものとする。

（規則への委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。